

松江市障がい福祉施設等整備方針

1 目的

この整備方針は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金（以下「国庫補助金」という。）を活用し、本市の障がい福祉サービス等の提供体制を確保し、障がい福祉施策を推進するために必要な施設整備を行うための指針を定めることを目的とする。

2 整備方針

○基本的な考え方

国庫補助金の協議にあたって示される国の施策に基づく優先的な整備対象事業、並びに第7期松江市障がい福祉計画、第3期松江市障がい児福祉計画及び第2期松江市子ども・子育て支援事業計画における取組みを推進するためにサービスの充足度、緊急度等を勘案の上、必要性、緊急性の高い施設整備を優先する。

具体的には、次に掲げる施設整備を優先的に推進していく。

(1) 耐震化・防災対策の推進のための整備

- ・自力避難が困難な障がい者(児)が利用する施設等の安全・安心を確保するための防災体制等の強化を推進するための整備

例) 耐震化整備、ブロック塀等の改修整備、非常用自家発電設備の整備など

- ・法改正による設備基準の見直し等に対応するための整備

例) 消防法関係法令改正によるスプリンクラー設置義務化への対応など

(2) 重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点の機能を担うために必要な整備

- ・以下のいずれかの機能を備えるために必要な整備

- ① 地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談
- ② 一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供
- ③ 短期入所の利便性、対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保
- ④ 人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備

(3) 施設機能を維持するための老朽化対策を図る整備

- ・施設の老朽度、建築後の経過年数等を勘案し、障がい者(児)が利用する施設の安全・安心を確保するために既存施設の機能を維持するために必要な大規模修繕等の整備

(4) ウイルス性感染症等の感染拡大を防止するための整備

- ・多床室の個室化、簡易陰圧装置・換気設備の設置など、

3 その他留意事項

- ・市は限られた予算を有効的に活用するため、2に掲げる方針を踏まえ、予算の範囲内で真に緊急性や必要性が高い案件に厳選して、国庫補助金の協議を行うものとする。
- ・この整備方針は令和7年度の予算成立を前提に策定するものであり、国・市の予算状況その他の理由により内容を変更することがある。